

地方自治法施行規則等の一部を改正する省令案 概要

1. 省令の趣旨

地方自治法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 54 号。以下「平成 29 年自治法等改正法」という。）により、条例において、普通地方公共団体の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員（以下「普通地方公共団体の長等」という。）の当該普通地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額から、政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額（最低責任負担額）を控除して得た額を免責する旨を定めることができることとされた（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）新第 243 条の 2 第 1 項）。

これに伴い、当該政令で定める基準（参酌基準）及び当該政令で定める額（最低額）並びに当該免責を行った場合に必要な事項について、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和元年政令第 156 号。以下「令和元年自治令等改正令」という。）において定められた。

本省令は、令和元年自治令等改正令において総務省令に委任されている基準給与年額（最低責任負担額の基礎となる給与の一会計年度当たりの額に相当する額）の具体的な算定方法等を定めるものである。（計 3 本の省令を改正）

2. 主な改正の概要

1. 地方自治法施行規則関係（第 1 条関係）

令和元年自治令等改正令において総務省令に委任されている基準給与年額（最低責任負担額の基礎となる給与の一会計年度当たりの額に相当する額）の具体的な算定方法を地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）に定めるものである。

2. 地方独立行政法人法施行規則関係（第 2 条関係）

平成 29 年自治法等改正法により、地方独立行政法人の役員又は会計監査人（以下「役員等」という。）の当該地方独立行政法人に対する損害賠償責任について、設立団体が地方独立行政法人の事務及び事業の特性並びに役員等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して政令で定める額以上の額を条例で定めている場合には、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、賠償責任額から、当該条例で定める額を控除して得た額を限度として、設立団体の長の承認を得て免除することができる旨を業務方法書で定めることができることとされた（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）新第

19 条の 2 第 4 項)。

これに伴う令和元年自治令等改正令により、当該政令で定める基準（参酌基準）及び当該政令で定める額（最低額）並びに当該一部免除に必要な手続等について定められているところ（地方独立行政法人法施行令（平成 15 年政令第 486 号）新第 3 条の 2）、当該参酌基準及び最低額を算定するための報酬等の一事業年度当たりの額に相当する額（基準報酬年額）の算定の基礎に含まれるその他給付及び当該基準報酬年額の具体的な算定方法並びに一部免除の承認後に支給する場合に設立団体の長の承認を要するその他給付等について、総務省令に委任されていることから、これらを地方独立行政法人規則（平成 16 年総務省令第 51 号）に定めるものである。

3. 市町村の合併の特例に関する法律附則第 2 条第 1 項ただし書の規定により なおその効力を有するものとされた市町村の合併の特例に関する法律施行 規則関係（第 3 条関係）

市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成 17 年政令第 55 号）第 50 条による読替後の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）新第 173 条第 1 項において、合併特例区の長等の参酌基準及び最低額を算定されるための給与の一会計年度当たりの額に相当する額（基準給与年額）の具体的な算定方法が総務省令に委任されていることから、本省令第 1 条において新設された地方自治法施行規則新 13 条の 2 第 1 項から第 3 項までを準用する規定として、市町村の合併の特例に関する法律施行規則（平成 17 年総務省令第 43 号）第 26 条を新設し、必要な読替えを行うものである。

3. 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

○総務省令第 号

地方自治法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十四号）の施行に伴い、並びに地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十三条第一項、地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第三条の二第一項及び市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）第五十条第一項において準用する地方自治法施行令第七十三条第一項第一号の規定に基づき、地方自治法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年 月 日

総務大臣 高市 早苗

地方自治法施行規則等の一部を改正する省令

（地方自治法施行規則の一部改正）

第一条 地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

〔第十三条 略〕

(基準給与年額の算定方法)

第十三条の二 地方自治法施行令第七十三条第一項第一号に規定する総務省令で定める方法により算定される額(「普通地方公共団体の長等の基準給与年額」という。第三項において同じ。)は、次に掲げる額の合計額とする。

〔第十三条 同上〕

〔新設〕

一 地方自治法第二百四十三条の二第一項の損害を賠償する責任の原因となつた事実が生じた日(以下この条において「普通地方公共団体の長等の基準日」という。)を含む月において支給され、又は支給されるべき地方自治法第二百三条の二第一項の規定による報酬又は同法

第二百四条第一項の規定に基づく給料(以下この号において「報酬又は給料」という。)の額に十二を乗じて得た額(普通地方公共団体の長等(地方自治法第二百四十三条の二第一項に規定する普通地方公共団体の長等をいう。以下この項及び次項において同じ。)の任期が十二月に満たない場合にあつては、報酬又は給料の額を任期当たりの額に換算して得た額)

二 普通地方公共団体の長等の基準日を含む会計年度において支給され、又は支給されるべき期末手当、勤勉手当、任期付研究員業績手当又は特定任期付職員業績手当の額(以下この号において「期末手当等の額」という。)を一会計年度当たりの額に換算して得た額(普通地方公共団体の長等の任期が十二月に満たない場合にあつては、期末手当等の額を任期当たりの額に換算して得た額)

三 普通地方公共団体の長等の基準日を含む月において支給され、又は支給されるべき手当(扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合にはこれらの手当及び前号に掲げる手当を除く。以下この号において「扶養手当等以外の手当」という。)の額に十二を乗じて得た額(普通地方公共団体の長等の任期が十二月に満たない場合にあつては、扶養手当等以外の手当の額を任期当たりの額に換算して得た額)

2 前項の報酬、給料又は手当の額には、普通地方公共団体の長等がその職責に係る他の職を普通地方公共団体の長等の基準日時点において兼ねている場合におけるその者の報酬、給料又は手当を含むものとする。

3 普通地方公共団体の長等の基準日が二以上ある場合には、前二項の規定により計算した額が最も高い額を普通地方公共団体の長等の基準給与年額とする。

4 地方自治法施行令第七十三条第一項第二号に規定する総務省令で定める方法により算定される額(「地方警務官の基準給与年額」という。第五項において同じ。)は、次に掲げる額の合計額とする。

一 普通地方公共団体の長等の基準日を含む月において支給され、又は支給されるべき一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の規定による俸給の額に十二を乗じて得た額

二 普通地方公共団体の長等の基準日を含む月において支給され、又は支給されるべき

<p>期末手当又は勤勉手当の額</p> <p>三 普通地方公共団体の長等の基準日を含む月において支給され、又は支給されるべき手当（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合にはこれらの手当及び前号に掲げる手当を除く。）の額に十二を乗じて得た額</p> <p>5 前項の俸給又は手当の額には、当該地方警務官がその職責に関係する他の職を普通地方公共団体の長等の基準日時点において兼ねている場合におけるその者の俸給又は手当を含むものとする。</p> <p>6 普通地方公共団体の長等の基準日が二以上ある場合には、前二項の規定により計算した額が最も高い額を地方警務官の基準給与年額とする。</p> <p>〔第十四条 略〕</p>	<p>〔第十四条 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(地方独立行政法人法施行規則の一部改正)

第二条 地方独立行政法人法施行規則(平成十六年総務省令第五十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(令第三条の二第一項に規定する総務省令で定める給付)

第二條の二 令第三条の二第一項に規定する総務省令で定める給付とは、次の各号に掲げるものとする。

一 法第十九条の二第一項に規定する役員等（以下「役員等」という。）が地方独立行政法人の職員を兼ねていたときは、当該職員として当該地方独立行政法人から法第十九条の二第四項の承認（第三号において「一部免除承認」という。）の日を含む事業年度以前の事業年度において支給され、又は支給されるべき退職手当以外の給与（当該役員等を兼ねていた期間のものに限る。）

二 令第三条の二第一項の報酬又は前号に掲げるものの性質を有する給付

三 役員等が地方独立行政法人の職員を兼ねていたときは、当該職員として当該地方独立行政法人から一部免除承認前に支給された退職手当（当該役員等を兼ねていた期間を基礎とするものに限る。）

四 令第三条の二第一項の退職手当又は前号に掲げるものの性質を有する給付

(基準報酬年額の算定方法)

第二條の三 令第三条の二第一項に規定する総務省令で定める方法により算定される額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 令第三条の二第一項の報酬の額並びに前条第一号及び第二号の額の事業年度ごとの合計額（当該事業年度の期間が一年でない場合にあつては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額）のうち最も高い額

二 次のイに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ 令第三条の二第一項の退職手当の額並びに前条第三号及び第四号の額の合計額

ロ 役員等がその職に就いていた年数。ただし、当該役員等が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあつては、当該数とする。

一 理事長又は副理事長 六

二 理事 四

三 監事又は会計監査人 二

(令第三条の二第六項に規定する総務省令で定める給付)

第二條の四 令第三条の二第六項に規定する総務省令で定める給付とは、次の各号に掲げるものとする。

一 役員等が地方独立行政法人の職員を兼ねていたときは、当該職員としての退職手当（当該

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

役員等を兼ねていた期間を基礎とするものに限る。) 二 令第三条の二第六項の退職手当又は前号に掲げるものの性質を有する給付

【別記様式（第七条関係） 別紙1】

再就職者から法令等違反行為の要求又は依頼を受けた場合の届出
 (地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第56条の2関連)

平成 年 月 日

一般地方独立行政法人の理事長 あて

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第56条の2の規定に基づき、下記のとおり届出をします。
 この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 届出者	一般地方独立行政法人における地位
氏名 (ふりがな)	
2 法令等違反行為の要求又は依頼をした再就職者の氏名等 (ふりがな)	法令等違反行為の要求又は依頼が行われた日時 平成 年 月 日
氏名	勤務先営利企業等の名称 勤務先営利企業等における再就職者の地位
3 法令等違反行為の要求又は依頼の内容	

【別記様式（第七条関係） 別紙2】

再就職者から法令等違反行為の要求又は依頼を受けた場合の届出
 (地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第56条の2関連)

平成 年 月 日

一般地方独立行政法人の理事長 あて

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第56条の2の規定に基づき、下記のとおり届出をします。
 この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 届出者	一般地方独立行政法人における地位
氏名 (ふりがな)	
2 法令等違反行為の要求又は依頼をした再就職者の氏名等 (ふりがな)	法令等違反行為の要求又は依頼が行われた日時 平成 年 月 日
氏名	勤務先営利企業等の名称 勤務先営利企業等における再就職者の地位
3 法令等違反行為の要求又は依頼の内容	

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（市町村の合併の特例に関する法律附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部改正）

第三条 市町村の合併の特例に関する法律附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた市町村の合併の特例に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

〔第二十五条 略〕

〔第二十五条 同上〕

〔合併特例区に係る基準給与年額の算定方法〕

〔新設〕

第二十六条 地方自治法施行規則第十三条の二第一項から第三項までの規定は、令第五十条第一項において準用する地方自治法施行令第七十三条第一号の総務省令で定める方法により算定される額について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方自治法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十三条の二第一項	普通地方公共団体の長等の基準給与年額	合併特例区の長等の基準給与年額
第十三条の二第一項第一号	日 普通地方公共団体の長等の基準 普通地方公共団体の長等（地方自治法第二百四十三条の二第一項に規定する普通地方公共団体の長等をいう。以下この項及び次項において同じ。）	合併特例区の長等（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二第一項に規定する合併特例区の長等をいう。以下この項及び次項において同じ。）
第十三条の二第一項第二号及び第三号	日 普通地方公共団体の長等の基準 普通地方公共団体の長等の任期	合併特例区の長等の基準日 合併特例区の長等の任期
第十三条の二第一項	普通地方公共団体の長等が 日 普通地方公共団体の長等の基準	合併特例区の長等が 日 合併特例区の長等の基準日
第十三条の二第三項	日 普通地方公共団体の長等の基準	合併特例区の長等の基準日

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。		普通地方公共団体の長等の基準 給与年額
		合併特例区の長等の基準 給与年額

附 則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。